

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成26年7月16日（水）午後3時から午後5時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

### 参加者等

司会者 栗原正史（さいたま地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 仁藤佳海（さいたま地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 神谷雄一郎（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 市川拓郎（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 男性（以下「3番」と略記）

（編集者注：裁判員経験者4番は、当日欠席のため欠番とした。）

裁判員経験者5番 70代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 女性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 50代 男性（以下「8番」と略記）

### 議事要旨

別紙のとおり

司会者

裁判員裁判が始まって5年たちましたが、新聞などによると8割ぐらいの人が裁判員をやりたがっていないという話ですが、他方で、経験された方の中では、やってみてよかったという意見のほうが結構多いんだという報道をされていました。どうしてそういうギャップがあるのかを知りたいと思います。1番の方、いかがですか。

1番

私自身は、嫌ということはないんですけど、選ばれたらやろうかなとは思っていたんですけど、周りの意見としては、大変だねと。選ばれたというようなことを言ったら、大変だね、すごく大変だねみたいな形で言われたので、周りの方々は、イメージとしてはやはり大変だとか、難しいことが多いみたいな形ではよく言われました。

司会者

2番目の方、いかがですか。

2番

始める前は、その抽せんに、まさか自分になる、集められたときにも結構の人数の方いたので、大丈夫だろうと思っていて、実際になったときには、集められた時点でどういう事件かというのがわからなかったので、すごく怖い事件で夜眠れなかったらどうしようとか、割とそういうところがあって、選ばれたくないなという意見があるのかなというふうに思いました。

司会者

御自分もそうですか、やっぱり不安がある。

2番

そうですね、始める前は。始めた後は、そんな機会もなければ裁判所に来ることもないので、よかったのかなと。

司会者

1 番の方も、やってみてよかったですか。

1 番

よかったなどは、はい。

司会者

3 番の方いかがですか。

3 番

私は、仕事もうやっていませんので、興味もあつたし、ぜひやりたいというのはありました。やって、これはいい経験だなと。皆さん、自分から進んでやるべきじゃないかなというぐらいの気がしました。以上です。

司会者

ありがとうございます。じゃ、続けて5 番の方。

5 番

私もたまたま仕事終わったもので、それで年齢が70 歳になっちゃったもので、70 歳になったら選ばれないんじゃないかと言っていたんだけど、でも何か抽せんが来ちゃったからには行きましようということで、来てやっぱり体験してよかったですと思っています。全体的に見ると、裁判员裁判というか、裁判というのは専門職というか、今までやはりみんな市民というか、そういうもんは、これは別の世界だから、例えば会社のビジネスだって専門は難しいこといっぱいあるんだから、そんなところに素人が行ったってだめだよという考え方が、きっとみんなが嫌がっている理由じゃないかなというふうには思っています。

司会者

御自身は、やっていただいていたいかがですか。

5 番

もう70 歳になって、こういう経験できてよかったです。

司会者

そうですか、ありがとうございます。じゃ、続けて6 番の方、いかがですか。

6番

私は、嫌だとかはなく、やりたいなとも思っていなかったんですけど、まずやはり仕事をどうしようかなというのが一番ありまして、その担当する事件も期間が長かったものですから、ちょっと大丈夫かなという部分があったんですけども、周りの方は、でも大変だねという方もいらっしゃったんですけど、おもしろそうだねという意見も結構あって、誰でもできるわけじゃないんだから行ったほうがいいよと、誰よりも妻がそういうふうに言っていたものですから、じゃあ行ってみようかなというか、行かなくちゃいけないんだというようなこともあって来た部分もあるんですけど。私もやってみて、なかなかできる経験ではないですし、よかったなどは思いますけど、やはり怖いというイメージがすごい、要は犯罪を犯した方と対するわけなんで、怖いというような意見も結構あって、大丈夫なのというような話も結構ありました。

司会者

ありがとうございます。じゃ、すみません、同じような質問になります。

7番

いろんなものが全然当たらないほうだったので、すごい倍率のものに当たったなと。ちょっとこれはいいものが当たったなみたいな感じで、仕事もその間休めますし。

司会者

もともとそうすると裁判員裁判に市民が参加するという、こういう制度自体にはあまり反対じゃないし、自分自身もやってもいいと思っていたんですか。

7番

私はそうです。アメリカの陪審員制度の映画ですとか結構見るのが大好きなので、日本もこういう制度が始まったということで、すごい展開だなというふう感じていましたから、自分がそれを実際に体験できるということですごく楽しみにしてまして、ふたをあけてみたら3日で終わる裁判だったので、ちょっと・・・。

司会者

物足りない感じ，むしろね。

7番

はい，物足りない感じ。

司会者

でも，参加してよかったという感じでよろしいですか，それで。

7番

はい。皆さん，そんなに堅い感じじゃなくて，とても和やかな雰囲気でしたし，それに。裁判官とか，割と優しい方だったので。

司会者

ありがとうございます。では8番の方，どうでしたですか。

8番

私は，2011年度の11月にこの通達というか，お知らせが来まして，12年中に裁判やりますよという，ところが13年の1月に来たときに，あれっという感じがありました，最初。正直そのときには，12月来てもうないから逃げられたと思っていました。正直そう思いました。裁判のほうに参加させていただいて，この意見交換会に出るということは，やはりやってよかったかなという意思表示にもなるんだと思っています。私自身はそういう感覚で，あと周りのほうは，やはり自分からお金払ってもやりたいという方もいました。それから，同じように裁判員に参加するような連絡が来た方がいらっしゃいましたけど，その方は嫌だというふうに断ると，さまざまな方と話して，その後も今日に至るまで，正直バッジを仕事でもつけさせてもらっています。みずから，これはこんななんだよというような話をさせてもらって，普及ではないんですけど，皆さん参加していただきたいという気持ちでやっていますが，それもやはりさまざまな反応，一口では言えないという感じですよ。

司会者

ありがとうございます。そうすると、7人集まっていたいて、どなたもあらかじめネガティブなイメージをお持ちだった方はおられないようです。わかりました。ありがとうございます。でも、周りに言っている人の声を漏れ聞くとところによると、やっぱり怖いというやつですかね、何かよくわかんないから、どんなことやるのかがわかんないからネガティブなイメージを持ちちゃうとか、それから怖いイメージ、事件について怖い、それからわからない、そんな感じなんですかね。そうすると、逆に言うと今後我々がどういう点を情報提供していかなきゃいけないかという、そのやる中身なんですかね、こんなようなことやるんだよ、別に怖くも何ともないですよと、そんな難しい話もないですよというのをどんどん説明しないと、やっぱり普及しないということになるんでしょうか。次に、あらかじめこんな点お尋ねしますということで紙をお配りしておいたと思うんですけど、それに沿って、順番にお尋ねしていきます。まず当事者の訴訟活動ということで、当事者、検察官も弁護士もいろいろ準備をしていて、皆さんに来ていただいて、どうしたらこの事件での判断対象がわかるだろうかという、相当その準備をしてからこの裁判を始めている。だから、皆さんが来るまでには相当な下準備ができていますけど、それがうまくできているのかどうかというのをよく知りたいなというふうに思っているわけです。一番お尋ねしたいのは、この事件は皆さんが何を判断すればいいのかということがわかったかどうかと。例えば6番の方、この事件は何が争いで、我々は何を判断すればいいんだということがわかったのかわからないのか、わかるとしたらどこでわかったのかというようなあたりを知りたいんですけど、争点というのは覚えておられますか。

6番

最初はわかりませんでした。始まったときに、まず争点は・・・という話をしているかちょっとあれなんですけど・・・。

司会者

結論から言うと、共謀があったのかとか、それから組織性とか何か、そのあたり

でしたよね。じゃ、そういうのがいつわかったんですか。

6番

そもそもその共謀とか、教唆とか、何かその辺の幫助であるとか……。

司会者

法律の言葉ね。

6番

共謀であるとか、そもそもそこが最初はよくわからない話でして、どう違うんだらうというところから入って、やっぱり登場人物がすごいたくさんいる裁判でしたので、どこをどういう関係をつなぎとめて、この人を共謀というふうに言おうとしているのかという部分が、やはりちょっと最初のうちよくわからなくて、要はその長い期間の最初のほうというのは結構遠い人の話から始まった部分も、その証言の人とか。遠い人というか、何でこの人来たんだらうというような人の証言とかもあったりして、ちょっとわかりづらいなという部分はあったんですけども、最終的に、ここをこうつなげてこう言いたかったんだというのは、もうかなり最後のほうにわかりました。

司会者

そうすると、最初に検察官が冒頭手続というのをやって、そしていろんなこの事件はこういうところが問題になって、ここを判断していただくんですよというのを検察官も言ったし、それから弁護人も言ったと思うんです、最初に。そこらあたりの説明というのは、聞いていても、そうするとよくわかんなかったということになりますか。

6番

その被告人が、この事件にこういうふうにかかわったから悪いというふうにしたとか、罪を問いたいんだということはわかったんですけど、そのやりとりの意味と申しますか……最初そうですね、でも。言葉の意味はわからなかったんですけど、この人のこういうところ、こういう罪をと申すことはわかったのはわかったんです。

けど。

司会者

要するにここらあたりが争われているんだなというのは何となくわかるんだけど、  
どういう証拠でそこを立証していった、どういう理屈でこの人が有罪になるのか、  
無罪になるのかと、そういう流れがよくわかんないと、こういうことになりますか。

6番

そうです。ストーリー立てとといいますか、そういったもののどこを問おうとして  
いるのかということは、最初はちょっと・・・。

司会者

確かに6番さんの参加された事件は、非常に難しい事案です。そういう意味では、  
なかなか説明するほうも、検察官も大変だったと思うんです。

6番

内容が難しかった。

司会者

ありがとうございます。そうすると、同じように争点があったという意味では、  
3番の方はどんな事案だったか御記憶ありますか。

3番

一応強盗致死傷、それから恐喝、それから傷害、監禁、窃盗ということで、8件  
あったんです。8件のうち、争点になるのは5番目の事件で、ただ、全部にいろい  
ろな罪状が入っているんで、量刑もどうなっていくのかなという。この方は、また  
前にも同じようなことをやっていて、その期間が短いということで、今度は量刑の  
ほうでまた加算されていくというような、そういうところが争点という形。

司会者

そのあたりというのは、ですから検察官とか弁護人が、最初の手続を行って皆さ  
んに説明したときに、すうっと頭入りましたか。

3番

検察のほうも弁護士さんのほうも、自分たちなりの図表を我々に資料として。それがあるから、結構わかりやすかったです。

司会者

同じ事件ですよ、5番の方も。

5番

はい。

司会者

いかがでしたか。

5番

わかんないわけじゃないんですけど、もっとゆっくりしたというか、そういうような印象で、やはり専門家の人たちは、すぐに要点がぴっと、聞いてもすぐ頭に入って、すぐに話ができるんでしょうけど、素人の裁判員とすると、専門用語からしてどうかなとかいうようなことから含めて、予習もできないし、復習もできないことから言うと、追いついていくのに非常に。でも、一生懸命やるとわかってくる、わかってくるというか、そういう感じで、先輩に追いつきながらじゃないですけど、裁判官の人と、ある意味では同じ土俵に乗れたなという感じはしました。

司会者

ありがとうございます。そこで、今だんだんにわかってくるんだという話をいただいて、6番の方も結局そうだったと思うんですけど、それは検察官とか弁護人がわかりやすく説明するというより、むしろ部屋に戻って裁判官が説明していたということになりますか。今のはこういう意味なんですよとか。どうですか。

5番

そういう意味では、もちろんそういうこともありました。逆に法廷において言った証言とか、そういうことだけですぐびびっと入ってくるのは、きっと専門の裁判官の人たちはよく入ってくると思う。私も同じに入ってきているんですけど、ちょっと真意を図りかねるとか、あるいは私流に考えればこうだなというようなことを

疑問に思っ、審理の部屋に入って話し合いをするというような段階の中では、うまくだんだんわかってくるというような感じだったと思います。

司会者

そうすると裁判官と一緒に話をしたのが役に立っている感じなんですか。

5番

それももちろんあります。ですから、もっと裁判員が法廷内で判断せいというようなことで、そういう宿題を与えたとしたら、もっと法廷内でゆっくりだとか、あるいは考える時間をもう少し法廷内にもほしいとかぐらいのことだと思います。裁判員は、特に私はそういうふうに感じました。

司会者

ありがとうございます。同じように、6番の方、同じ質問ですけど、だんだんにわかってくるというのは、審理が進むにつれて、例えば今の証言はこんな意味なんですよと、争点の関係ではこんな意味があるんですよというのを裁判官が説明することになっているんですか。

6番

そうですね・・・検察官とか、やはり結構遠回りな。

司会者

じゃ、こう聞きましょう。ある事実について証人に聞きます。その証人に聞いているときに、これ何の意味があって聞いているんだというのはわかって聞いている感じですか、何を聞こうとしているんだらうと、この証人から何をとりようとしているのかなってわかりますか。

6番

いえ、それ聞いてどうするのかなということが結構多くて。

司会者

聞いてみて、それを持って帰って、みんなで意味を調べたところ、ああ、そういう意味だと、こういうふうになるわけですか。

6 番

そうです。まさにそのとおりで、あの質問はどういう意味で何を言わせたかったんだろうというようなところを、恐らくこういうことじゃないですかということを書いてくれたりはして。

司会者

1 番、2 番と 7 番、8 番は、多分争点は情状ということで、量刑だけが問題になるケースでしたか、1 番の方どうでしょう。

1 番

私の場合は、争点自体は殺意の発生時期という感じだったんですけども、それを結構早い段階で裁判官の方たちが、この事件は争点はこういうことですので、それを念頭に置いてちょっと聞いてくださいというような形で。

司会者

裁判官が言っていたんですか。

1 番

そうです。記憶の中ではですけど、かなり早い段階で、たしかそう言われてからみんなで法廷に臨んでいたのです。

司会者

そういう意味では、聞いていて意味がわかる裁判になったと、そういうことになる。

1 番

はい。

司会者

2 番の方、いかがでしょう。

2 番

御本人が認めてらっしゃるので、あとは量刑がという話だったんです。だから、検索するシステムで同じようなことをした事件を見せていただいたりとか、わかり

やすく裁判官の方に説明いただけただけなので。

司会者

証人というのは、ほとんど情状証人だけだったんですか。

2番

そうです。

司会者

そうすると、もう何のために聞いているかわかって聞くわけですよね、そういうことになるわけですね。

2番

そうです。

司会者

ありがとうございます。7番の方、いかがですか。強制わいせつと覚醒剤ですね。

7番

そうです。その2点の関連があるのかとか、割とシンプルなケースだったので、わかりやすい裁判でしたけども、それでもやっぱりいろんな細かいことを突き詰めて、結びつけたり、そののところは何か意図があったのかとか、いろんなことを言うものなんだなと思って、もっとこんな簡単なのかなとかと思ったら、意外といろんなことをやっているんだな、考えているんだなということを感じましたけれど、そんなに難しいなという感じは

私はしなかったんですけど。

司会者

同じ事件をやられた8番の方、いかがですか。

8番

私は、最初に裁判官の方が、真実はどこにあるのかという御説明があったんです。それを見きわめていただくのが、本日の私たちの務めだというような説明がありましたので、シンプルに考えられました。ただ、あと実際裁判に入ってみると、やは

り人の人生を左右することをこれから決める立場なんだなという気持ちが自身にあったので、どんどん、どんどん重くなりますが、説明は、後から審理室に戻って聞いてみると、ああ、なるほどと理解できるところは多かったです。わかりづらいというのは、ほぼなかったというのが感想です。

司会者

1番さん、2番さん、それから7番、8番と、量刑が問題になる事案のときに、量刑を決める要素、どういうところに着目するかという話は、あらかじめあったんですか。量刑の中で、例えば1番さんの事件だとポイントというのは何だったんですか。

1番

自首しているということ。

司会者

自首しているよという話も出るでしょうね。

1番

はい、そうです。量刑検索システムで、似たような事件をまず裁判官の方が出してきて、この事件はこうでとか、何年何年というようなのが書かれていて、それに対して自首はあったかとか、認めているかとか、そういうようなことも全て書かれているので、それを一応見ながら、この事件ではこういうこととこういうこととこういうことがあって、じゃこれを減刑に値するかどうかというようなことを、みんなて話し合っただけで量刑決めたみたいな形です。

司会者

そのときに、判決見る限り、この事件で一等最初に書いてあるのが、30か所以上に達する刺創の損傷、もう何回も何回も刺していると、これが非常に行為が危険で悪質だと、こういうことになっているようなんだけど、そういうのが量刑の基本だという話は出たんですか、このあたりが一番量刑を決める根本だという話は出たんですか。

1 番

基本的に、そういうことがあったかどうかとか、そういうことも含めて裁判官の方からお話が、

司会者

それは、検察官からは出ないんですか。

1 番

というか、そもそもの話なんですけど、検察官側の方が、何か裁判の始まる何日前に交代されたとかで、初めは争点が殺意の発生時期だったんですけども、一番最後の段階で、何か争点の発生時期が初めだろうが最後だろうが刑は変わらないよみたいな形で、争点がひっくり返ってしまったというか、なくなってしまったので、そこら辺は何か、あれっみたいな感じで。

司会者

そういういきさつに事情があるわけですね。

1 番

そうです。

司会者

そうですか、ありがとうございます。2 番の方の事件はどうでしたか、これもほとんど量刑が問題だったんですか。

2 番

そうです。発射された方が一般の方で、そういうことを一方的にしたというのが。

司会者

このときに、やっぱり量刑上でどの点がいけないので、重たくするんだ、軽くするなんていう話は出ますね。

2 番

はい。

司会者

それは、どこから出るんですか、検察官から出る、弁護士から出る、それとも裁判所が説明する。

2番

裁判所からの説明もありましたし、検察官の方からもあったようにも思っているんですが、その方がほかの、その前にもいろいろ刑務所に入っていたりとかというので、反省しているのかというような、そんなこともあって、ちょっとそんな方だったのもあるのかなという。

司会者

同じようなことを7番の方にもお尋ねしたいんですけど。

7番

やっぱり最初に、こういう事例の場合は大体こういう感じですよという紙を全部見せていただいて、それに関しては非常に詳しく説明していただきまして、今回の場合はお金、やっぱり賠償みたいなことをしていなかったんで、それもありました。

司会者

そういう事情が、審理の間に十分出ていたのでしょうか。評議のときには、そういう話し合いになるんでしょうけど、裁判をやっている途中で、そこが争点で、この事件というのは量刑が問題になっていて、こういう点が一番ポイントなんですよという話は出ていた上で審理を聞いていたのでしょうか。

7番

量刑に関しては、最後のほうで私は、こういうのも決めるんだなみたいな感じで。

司会者

あまりその辺は意識しないまま流れていくわけですか。

7番

そうです。

司会者

後になって、量刑評議のときに、そういうことを考え始めるという感じですか。

7番

そんな感じでした、私自身。

司会者

8番の方、いかがですか。

8番

検察官は、あなたがこうでこういうことでこうですよ、だからこういう重さがあるんじゃないのというようなこと、弁護人のほうは将来性のことを見込んで、例えば次の勤め先の社長さんが証人でいらしているというような形で、量刑に関して軽くする、重くする内容の流れは感じたといえますか。

司会者

審理の途中でね。

8番。

はい。

司会者

そうですか、ありがとうございます。また3, 5, 7, 6番の方にお尋ねしますが、証人尋問とか証拠調べやっているときに、それを意識して聞いていたかどうかをお尋ねしたいんです。争点が共謀だと言っていて、例えばある証人を聞いているときに、争点がここだと、だからこの人にこういうことを聞いて、だからその争点がわかっていく、争点の結果がわかるんだと、そういうのがわかってやっていたのかというのはどうですか。

6番

最初、その人がいたからその事件が発覚したみたいな人の証言がすごく長くて。その話は、結構もうこの事件のコアになる部分をほとんど証言する方だったので。そこでかなり概要というか、検察と弁護士が言いたいこととといいますか、主張といいますか、こういうことを言わせたいんだとか、その被告人のこういうところを、

罪を問いたいんだというところ、そこでわかった部分があります。

司会者

その次に、2番目、3番目に証人が来ているんだけど、この人たちが、どうも争点関連の証人のようなんですよね。

6番

そうです。

司会者

団体としてやったのかどうかとか、共謀があったのかどうかというあたり、この証人でというふうになっているんだけど、聞いているときには、争点を意識して、この人の証言でこれが立証できるということはわかって聞いていたんですか。

6番

そうです。その共謀と幫助の区別を、その辺でしていかななくちゃいけないんだということは、わかって聞いている感じです。

司会者

それは、検察官が説明してわかるのか、そのあたりどうなんですか。

6番

私が、そもそも知識がなかった、その共謀とか。

司会者

それも含めて、検察官はちゃんと説明していたんですか。

6番

検察官というより弁護士の方の説明で、まず共謀というのはこういうことでとか、幫助というのはこういうことで、こうだから共謀はしていないんですというような説明がまずあって、なるほどなと思って、どこでこの人が罪というのを問うていくんだろうなというのは、そこで思ったことです。

司会者

いずれにしても、当事者の説明と立証でやっていて、裁判所が何かそれについて

説明して、要するに講義してわかったという話じゃないんですね。

6番

そうです。そもそも登場人物がものすごく多かったので、概要が、もう大まかに見えづらかったというのもあると思うんですけど、まず言葉の説明をしてもらって、ようやく入ってきたという部分はありました。

司会者

しかも、その説明をしてもらったときには意識していますか。

6番

そうですね。

司会者

検察官とか弁護士さんは、なかなかよくやってくれたなという感じですか。

6番

そうですね、事件自体は非常にわかりづらかったと思うんですけど。

最後、裁判官の方も説明をすごいちゃんとしてくれましたし。

司会者

そういう感じですか。

6番

はい。

司会者

同じようなことを3番の方と5番の方にお尋ねしたいんですけど、今言ったように5番目の恐喝でしたか、否認しているんですね。争っていて、そこは争点だというふうに分かっていて、その点について被害者に聞くわけですね。そのときには、何のために聞いている証人なんだと、この人から何聞くんだとわかって聞いていた感じですか。

3番

証人が計4名、被害者が2名、同じ被告人と一緒にした方が2名、その方たちの

証言は、直接的にあまりなかったです。

司会者

関係ない感じ。

3番

ええ。ないことはないんだけど、証拠のビデオだとか写真、そういうもろもろであって、争点というのが、この方薬を飲んでいて、お医者さんの診断書とか、そういうのもありましたけども、それをしきりに弁護士の方も言っていたんですけど、私なんかは、本人はもうわかってやっている、そのような感じをずっと見ていくとを感じるもんですから、薬で少しでも量刑を軽くという気持ちもあったんですけど、証人から聞いている、被害者なんかは特にこれには関係のない方なんかも来ていましたんで、ただ、被害者の方なんかからすると、随分ひどいことをやっているなというのには受けるんですけど、やはりそういうふうに薬のせいもあるんだよというようなことが争点でした。

司会者

いかがですか、5番の方は。お尋ねしたいのは、そういうところが争われているときに、それに関する立証だというのがわかったかどうかという、今何のための尋問しているのかとか、今この人から何を聞こうとしているのかというのは、わかって証人尋問しているのか、それとも後で説明されてわかったのかと、このあたりどうですか。

5番

ストーリーは、検察側にしても弁護側にしても、言っていることは理解できました。それを私は裁判員として、ちょっと思い込みも含めて、こういうことじゃないかなということを頭に置きながら、検察官なり弁護士なりの話を聞いて判断しつつ、どっちが正しいというか、どういうあれなのかなというような感じで聞いて理解していこうというようなことで、結果的には私の思い込みのほうが勝って、多分私は正しい判断ができたかなというぐらいに思ったので、検察にしる弁護士にしる言う

べきことは言ったけど、何かありきたりで説得力がないような、何かもうちょっと今3番さんが言われたような弁護士さんのほうが情緒的なのか、情状に訴えるというような作戦なのか、そんなようなことがすごく強く見えちゃって、ある意味では弁護側は何やっているんだよというような感じを受けました。

司会者

ありがとうございます。ちょっと話を変えて、証人尋問について十分かとか、無駄があるかなとか、立証全体のどれでもいいんですけど、証拠を調べているのが意味があるとして、それは十分なのか、余分なのが入っているのか、そのあたりどうですか。例えば1番の方、証拠っていろいろ読み上げたりしますでしょう、検察官が最初に。あれでなるほどなって思うところが多いのか、それともこんなもの何のためにやっているんだろう、余計だなとか、そういうのはどうですか。

1番

証拠自体は、私の事件はすごく少なかったんで、言われたときにはこれとこれなんだなぐらいだったんですけど、裁判を進めていくにつれて、みんなが知りたかったような証拠が実は載っていなかったんです。裁判官からの請求で後から出てきたような証拠もありまして、そこに関しては、初めから出してくれればもっと考え方が変わったのになというようなことはやはりありました。

司会者

過不足という意味ではどうですか。2番の方、証拠が重複しているというケース。今1番の方がおっしゃったのは、足りないんじゃないのというケース。いろいろあると思うんです。どういう感じがしましたか。

2番

私のときは、そんなに証拠があるわけではなくて、御本人がやりましたと言っているようなのだけだったんですが、検察の方が、その証拠とか、事件が起こったときの写真というんですか、ああいうのをテレビでこういうのですってわかりやすく説明していただいたり、質問もそんなに重複しているという感じは受けなかったで

す。わかりやすかったと思います。

司会者

7番の方はどうですか。今と同じ質問なんですけど、特に情状だったということなんですけど、過不足という意味ではどうですか。例えばどんなケースを見ても書証というのがありますね。誰かがしゃべった供述調書を朗読すると。そういうのを聞いていて、これ何の関係あるのかなと思ったりとか、それからここ証拠足りないと思ったとか、そういうのはどうですか。

7番

私は、特にそれは足りないとかも多過ぎるとかも感じなかったです。ちょうどいかなど。

感じ方が違う方もいらっしゃるかもしれませんが。

司会者

それはそうですね。8番の方はどうですか。

8番

検察官が出す証拠とか、そういうのを聞きながら、その後審議室に戻って、裁判官の方が補足というか、わかりやすいように説明していただいたので……。

司会者

その説明があったのは部屋に戻ってからですか。

8番

そうです。

司会者

法廷で証拠調べをして、それで部屋に戻って、さっきのはどんな意味ですかねという話題になるわけですか。

8番

証拠調べをされて、その証拠調べが皆さん理解されているのかなというのがもしかしたらわからないんじゃないかなというような感じを受けていらっしゃるんじゃないかな。

やないかと思うんです。それを補足するというか、もっとかみ砕いてわかりやすくしていることはありました。それが大分助かったなど。先ほど6番の方がわからない言葉が出てきたと。わからない言葉というのは、この言葉はこういう輪郭なんだろうなど、こういう意味を持っているんだろうなど、わかりやすいようにまた説明していただくというのもありました。

司会者

そうですか。次の話題に行きます。人の話は、直接人の話を聞くケースと、その人がしゃべったのを調書にとっているとか、両方あると思うんですよね。調書の朗読はどうですか、聞いていて。人の話を聞くのと、その人がしゃべったのを調書にとって、それを朗読するのと、どこか違いますか。違うとすれば、どこが違いますか。

1番

ニュアンス的なものとか、例えば普通に「はい」、「いいえ」で答えたとしても、素直に例えば「はい」と言っているのとちょっと怒ったような感じで「はい」と言っているのじゃ感情的なニュアンスも違いますので、ただ朗読して、検察側からも言うような、質問内容とかも全部書かれたものが出て、言っているだけなので、やはり違うなど。受ける印象としては特に違います。

司会者

そうすると、どちらがいいですか。

1番

やはり生の方が出てきて・・・。

司会者

どうですか。

2番

朗読もわかりにくいことはなかったんですけど、御本人のほうがいいのかなというのと、朗読も長くなってくると、検察の方が何かお気の毒になってきて、お二人

ずつ座っているので、半分ずつ読めばいいのになと思いつつながら・・・。

司会者

読むほうも大変だろうと。聞くほうも大変だけど。

2番

座っている聞いている分には・・・。立ってお話しされているとかだと、長くなると、喉が渇かないかなとか心配になったりしました。

司会者

調書の読み上げを聞いていると、つまんなくなるということはないんですか。

2番

寝たりはしていないので、大丈夫です。

司会者

同じことをお尋ねしたいんですけど、人がしゃべったことを調書にしているのと本人を目の前にして聞くのとどっちがいいですか。

3番

私は、本人に言わせるのが一番いいと思います。

司会者

どうしてですか。

3番

正直なところを言いますと、検察がずっとやっていると眠たくなります。こんな聞いて何になるんだというぐらいの気持ちがあります。本人だったら、やっぱり本人の顔を見て、どういう表情でやっているのか見るけど、単調に読まれていくと普通の本を読んでいるのもまだ無駄な感じがします、私は。

司会者

そんな違いがあると。ありがとうございます。同じことをお伺いします。

5番

調書についてちょっと疑問があるのは、警察か検察か、そちらのほうが本当に正

しい調書をとっているのかと。いろいろ世間を騒がせている事件や何かで言うと、非常にインチキな調書をとっていたというようなことで、自白をさせたというようなこと、それから私らの裁判のときでも、本人がこういうことを言ったよねと。そのときは違うニュアンスで、いや応なしに「はい、そうです」というようなことを言わされたように被告が感じた。そういうような意味からいけば、正しくは時間さえあれば口話というか、そういうほうがいいだろうとは思いますが。

司会者

ありがとうございます。同じことをどうぞ。

6番

私の担当した事件は、それこそ証人の人がいっぱい出てきてしゃべった事件だったので、これ以上本人が出てきて人数がふえたら大変だなと。調書の読み上げというのは、本人を目の前にして、昔こうやって言ったよなというような読み上げが多かったと思うんですけども、前は違うことを言っていたとか、そういう読み上げが多かったです。人の調書の読み上げというのはあまりなかったです。

司会者

そうだったかもしれませんね。だから、証言を聞いている分にはわかりやすいですか。

6番

そうですね。そのほうがよかったです。

司会者

そうですね。ありがとうございます。7番の方の事件も供述調書が出ましたでしょう。

調書を読み上げるのと、証人に聞くというのと両方あったと思うんですけど。

7番

調書のほうも結構わかりやすく、検察官の方2人はとても迫力のある方たちでした。

司会者

読み方によさがあったという感じですかね。

7番

淡々と読んでいましたけども、いろいろとわかりやすかったと思います。

司会者

長過ぎませんでしたか。例えば何分ぐらい読んだかというイメージはありますか。

7番

そんなに長いとは思わなかったです。

司会者

それであれば、そんな長くなかったんでしょね。その程度の時間であれば調書読み上げも結構我慢できると。よくわからんでもないという感じですかね。

7番

はい。

司会者

ありがとうございます。8番の方、いかがでしょうか。

8番

僕のほうも同じです。

司会者

そうですか。わかりました。それでは、証人尋問とか情状のときだと思っんですけど、質問されましたか、御自分で。

8番

私自身は、質問はしませんでした。

司会者

まず、検察官が聞きますよね。もしくは、情状証人であれば弁護人が聞きますよね。今度は反対当事者が聞くわけですよね。その後、補充で裁判官とか裁判員が聞きますよね。それをおやりにならなかったのはどうしてですか。

8番

その補充というか、その質問のやりとりに対しての内容に私はどう思うかという  
ようなことの質問でしょうか。

司会者

いや、御自分でお尋ねされなかったかなと。裁判長から言われますでしょう、ど  
うぞ質問してくださいって。

8番

裁判のときには質問をしませんでした。どうしてですかという話ですが、質問が  
なかったというよりも・・・何だろうな。質問したいなという気持ちはあります。  
ただ、第三者的な中立の立場に立っての質問ができないんじゃないかなという気持  
ちがありました。どうしても感情が入ってしまって、感情移入しそうな感じがしま  
した。

司会者

なるほどね。そのところやっぱり無理があるんですか。

8番

かかりますね。これからの将来のことが気の毒だなという気持ちがもう出てい  
ましたので、そうするとどうしても感情的な移入が入って、おまえは何なんだと言  
いそうな・・・。

司会者

そういう意味ではどうですか。検察官とか弁護人の質問の仕方、これはどうな  
んだろうと思うことはありましたか。こんな質問の仕方してとか、もしくは上手だ  
なと思ったりとか。

8番

性的な欲求があったのかなかったのかというやりとりがあったときに、被告人が  
もう開き直っていたんです。あなたのことなんだよと。いろんなわいせつな雑誌を  
買いそろえたりとか、あるからそういうのを買うだろうと。そういうことを裁判

官がおっしゃったときに、私の質問と合っていると思ったぐらいです。

司会者

むしろ的確だなと思ったということですか。

8番

こういうことを言うこと自体、先ほどの話に戻りますけれど、質問にならない感じなのかなと。

司会者

わかりました。ありがとうございます。

8番

決して裁判官が変な方だということじゃないです。

司会者

わかりました。7番の方、いかがですかね。証人尋問とか被告人質問でもいいです。何かをお尋ねになられましたですか。

7番

どなたか裁判員の方で質問ある方と言われたとき、誰も手を挙げなかったのも、これは誰かつながなきゃみたいで、一番最初に誰か言わないと誰も質問しないだろうと思ったので、特に何も考えていなかったんですけど、思いつきでちょっと質問してしまいました。それが的確な質問かどうかというのはあれですけども、そうしたらみんなぼつぼつと言うようになりました。裁判官の人が質問するのを聞いていると、ああ、なるほどな、こういうポイントを得た質問をしなきゃいけないんだなと。すごく自分は全然そこら辺を突き詰めて考えていなくて、いきなり質問してしまったところがありましたので……。

司会者

やっぱり質問しにくいという感じはあるんですか、雰囲気とか。どこにネックがあるんだろう。

7番

何番の人って指されれば言いますけど、自分から「はい」と言う人はなかなかいないので……。

司会者

それは、そもそも日本人の国民性だなという感じですか。

7番

そういう感じですね。

仁藤裁判官

そうすると、指されてしまったほうがむしろ質問しやすいんですか。

7番

そうだと思います。

司会者

同じ質問、6番の方、いかがですか。質問されましたか。

6番

私は結構しました。最初は怖いもの見たさみたいなどころがあったんですが、やっぱり気になるところというか、何て言うかなんて気になる部分もあったので、そういう方たちなので、最初ちょっと怖かったんですけど、終盤慣れて質問が出てきて、その内容を結構判決とかにも最後入れてもらって……。

司会者

なるほどね。そうですか。じゃ、同じことを。質問されましたか。

5番

はい、私も一応質問しました。ただ、質問の仕方難しいなど。被告はべらべらとしゃべっちゃって、何か取りとめのないことを言われちゃって、あまり気のきいた質問じゃなかったかなというふうに反省しています。

司会者

ありがとうございます。いかがでしたですか。

3番

私も一応質問はいたしましたけれども、被告人がいましたけれども、我々が的を射ているのかな、どうなのかなというのがいまいちわからなかったと。わからなくても、怖さ反面やるだけはやりましたけれども、裁判長が最終的に質問なんかをやっているときに、こういうことも聞くべきだったのかとか、我々専門職じゃないというのも、こういうところで全然違うよなど。ただ、そういう専門職外の人が目をつけるところも多分あると思うんですよ。だから、そういうのは思い切ってこれからなされる方はやったほうがいいと思います。それは、的を外れてもいいからやるべきだろうと思っています。

司会者

やりたくない、質問したくないなとかしにくいなというのはそこなんですかね。自分は的を外しちゃっているんじゃないかとか難しいなとか、こういう気持ちがあるんですかね。

3番

それはあると思います。私も一応代表者を何十年って続けたんですけど、必ず一人一人言わせました。なくても言わせるんです。その癖をこれから日本人の方はどんどん出していかないとまずいだろうと思います。

司会者

ありがとうございます。いかがですか。同じ質問、さらにお尋ねしたいのは、そういうふうな言いやすい雰囲気は裁判体が考えていた節はあるかどうか。要するにほっぽりっ放しなのか、皆さんがちゃんと質問しやすいような雰囲気づくりとか、考えているなというふうに感じたかどうかとか、どうですか。

2番

私は、質問はしなかったんですけども、私のときに何人かいらっしやる中で積極的に質問をしたい方がちょうどいらしたので、よかったなど。

司会者

御自分がしない理由は何ですか。

2番

その方だったり別の方だったり質問されたことが聞きたかったことで、ちょうど出たので、特にそれ以上はというのもありましたし、あとは裁判官の方が何かありますかというのは都度聞いてはくださったので、それで聞きたいことは皆さんほかの方も言えたんじゃないのかなとは思いますが。

司会者

そうですか。どうですか。

1番

私も質問したんですが、空気が張り詰めたような中でいきなりどうですかと振られても「はい」とは言いづらいので、誰かが発言したら、じゃ私もしようかなみたいな方がやはり多かったです。

司会者

そこら辺はちゃんと感じ取って配慮してほしいところですよ。

1番

法廷自体も特殊な空気みたいなものがやはりあるので、壇上の上で座ってというようにもあるので、日本人としてはいきなり私が私がとはちょっと言い出しづらいかなというようなのはやはりあります。

司会者

ありがとうございます。我々も気をつけなくてははいけませんね。それでは、次に例えばモニターとか書画カメラとか、いろんなものを使ってやっているんですが、使いやすいとか、見やすいとか、こういうのがあったら便利だなとか、これはわかりにくかったなというのはどうですか。また、図を示すときは書画カメラで見たりなんかする。あと、物を示すときはどうでしたか。例えばピストルを提示するときは、どんなふうに見せたんですかね。

6番

いや、現物は出てこなかったです。写真だけだったので、実際に物というか、書

面だけでした。

司会者

どうですか、機械なんかは。

6番

普通に見やすかったのですが、両サイドにある大きな画面がワイドで、こっちが四角い4対3みたいなものなので、何かはみ出て下のほうがよく見えなかったということはあるとありました。

司会者

ありがとうございます。

5番

私は、書画カメラは非常によかったと思います。

司会者

そうですね。どういう点が。

5番

すぐ書類を映せるということで、それから法廷でも使っていたし、審議室でも使っていたし、ただそのときに申し上げて帰ったんですけど、裁判官の方が持っているファイルが非常に分厚くて、そこから1枚取り出すのに非常に苦労されていると。ドッチファイルというのがあるんだから、そういうものを使いなさいよと。相変わらず厚いところを手でやってなかなか取り出せないで、こうやるとずれないとか出ちゃうとかいうようなことをやっちゃっている。便利な、真ん中でもどこでも1枚ずつとれるような、そういうファイルがあるんだから、そんなもの安いのだから使いなさいよというふうに言ったんだけど、採用されているかどうか心配です。

司会者

なるほど。建設的な意見をありがとうございます。

5番

法廷の中でも、映しなさいというふうにやった場合でもやはり時間かかるし、そういうことが絶対できるわけだし……。

司会者

ご覧になっていて、若干もたもたしているなという感じなんですか。

5番

仕事でも使ったもんですから、それは絶対便利です。それから、もう一つは、法廷の写真なりなんなりが全部コンピューターで映る、文字から、言っている発言の内容から何から全部モニターに出る、あの録画システムはすばらしいと思いますので、そういうものもどういうふうに使ったらいいか、できれば……。

司会者

工夫の余地があると。実際評議室で証人尋問の様子とか被告人質問の様子を再現したんですか。

5番

わからないところの部分的なところに関して、じゃちょっと見ましようかということを利用してました。

司会者

それで、それはよかったですか。

5番

非常によかったです。どういう発言をされたということも復習というか、そういうことができるし、どんな感じだったかということもわかるし……。

司会者

その関連でちょっとお尋ねしたいんだけど、証人尋問とか被告人質問をするときメモはとられましたか。証人たちが言っていることを自分でメモをとったりはしましたか。

5番

裁判長がすごく細かい文字でメモをとっていました。

司会者

御自分はどうですか。

5 番

私は、一応はメモっているんですけど、ちょこっとしたところはきりがないので、後で思い出しながらというぐらいで・・・。

司会者

そうですね。それを考えると、そんなものメモっているよりは、よく聞いておいて、忘れたらそれを見ればいいじゃないかと。

5 番

もう絶対そうだし、あれは大いに利用しました。裁判の可視化云々というものにくっついていっちゃうかもしれないけど、うそはつかないし、正しく理解できると思います。

司会者

ほかの方はどうですか。メモをとっていたかとっていないかについて何かありますか。

1 番

メモは結構とっていたほうです。皆さん割かしとっていました。

司会者

何でとるんですか。

1 番

時系列的に3名なり5名なり出てきたときに話が食い合わなかったところとかが結構ありまして、何時にいつだったというようなのがずれちゃっているようなことがありまして、そういうときなんかはやはりメモとらないと、どこで何の日がこうなったんだみたいなのがあったので、そういうようなのは検察の方でしたりとか配られた紙にメモしながらとか、そういうのでやりながらでした。

司会者

メモとりながら聞くと、証言に集中できないということはないんですか。

1 番

もともとが外国の方の事件だったので、本人が言っていることがまず何を言っているかがわからないので、通訳を挟んでということになるので、そうすると本人の表情はわかるんですけども、全然何を言っているかわからないので、通訳の方が言ったことをその間にちょっと軽くメモをして、本人が話しているときはちょっと顔を見てメモをとってみたい、基本は通訳の方の聞いたことをメモするような形でしたので……。

司会者

どうですか。メモはされましたか。

2 番

メモは、少しはしたんですが、そんなにたくさん登場人物とかがいたような事件ではなかったもので、そんなにはしなかったです。

司会者

いかがですか。

3 番

メモは、一応するのはしたんですけど、詳しくはしなかったんですけど、後でモニターに全部が録画できるということで、評議のときにずっとチェックするのに、こういうものがあるから、メモなんかするよりも審議を聞いていたほうがまだよかったのかなというのがあります。

司会者

それでは今度は評議のほうに入らせていただくんですけども、評議はどうですか。これも忌憚なく言っていただきたい。8 番の方、どうですか。評議自体は、自分の意見を言いやすかったですか。自分の意見を出したり、ほかの人の意見に対して反論できたりとか、そういうのはどうでしたか。

8 番

意見は言いやすかったです。逆に自分から率先して言ったぐらいでした。こういうときの被害者の心理はこうだったんじゃないかとか、量刑はどうしたほうがいいんじゃないかみたいな意見とかはしました。裁判官が非常にそういうムードをつくっていただいたと思います。

司会者

そうですか。そういう感じだったと。では、どうぞ同じように。

7番

裁判長がとても話しやすい雰囲気をつくってくださって、一番最初に目が合ってしまったという発言だとか……。皆さんそれぞれ指されるといい意見を出されますので、自分だけの頭の中だと割とステレオタイプになってしまうところがあるんですけど、いろんな立場の方のお話を聞くと、ああ、なるほどなということで、そういう面では非常にいろんな考え方ができるというか、いい話し合いの場だったなと思います。

司会者

では、6番の方、その中身について、意見が出たかどうかなんだけど、何を話し合っているのかなというのは目標が見えた中で話し合いをしていた感じですかね。つまり具体的に今はこの話をしているんだ、これについて意見を戦わせているんだというような、そういう交通整理がきちんとできていた感じですか。

6番

そうですね。評議室の中での話し合いは、目的というか、こういうことをしているんだ、こういうことについて話し合っているということは、皆さん同じ方向で話していました。

司会者

そのときに反対意見というのは出やすい感じですか。誰かがAと言ったら、いや違うというふうに意見が出ることはあるんですか。

6番

そうですね。ちらちらと。そういう認識の人と、また全く別の立場の人もいて終始進んだというような形で、結構意見を戦わせながらでした。

司会者

裁判官と裁判員が意見が対立するということはあったんですか、裁判員の誰かと意見が違うとか。

6番

そういったような印象の話はしていなかったです。こういうものでという何か専門的なことの説明ですとか……。

司会者

裁判官というのは、意見を言うよりも説明が多いんですか。

6番

そうですね。基本的にはそうだったと思います。

司会者

そうすると、裁判官と言い合いをしたという記憶はないんですか。

6番

言い合いは記憶にないです。

司会者

どうですか。評議の中というのは、どういうことをしゃべっているのかなど。秘密があるから、言っちゃいけないかもわからないですけど。

5番

評議室の中では、みんな裁判員の人間と裁判官は言いたいことを言って、それから裁判官の人は上手に裁判員をリードしていたんだろうと思います。例えば昼飯会議というか、昼食を外で食べないでそこで食べるのが風習になっちゃって、全員が外へ行かずにそこで食べて雑談しながら、時間になったらすぐ始められるというか、そんなような感じの雰囲気づくりもありました。

司会者

どうですか、評議の中の雰囲気というか。

3番

雰囲気は非常によかったと思います。皆さん御自由に思っていることを言っていましたし、横道もそんなにそれなくて、裁判長さんがうまくそこはリードしていつてくれました。ただ、8つ事件がありましたので、どんどん、どんどん進んでいかないと時間的に足りないのです、それは5番さんが言うようにちょっと駆け足程度になったんだろうなという感じはしました。

司会者

同じようなことなんですけど、ちょっと趣旨を変えて、評議のときに、裁判官が結論について引っ張っていくというか、リードするなというイメージは受けましたか。つまり裁判官がもう結論を予定していて、そっちにみんなを誘導しているなどというふうに感じたことはありますか。

2番

そんなに誘導されているという感じはないですし、ほかの方もいたんですけど、わからないところがあったら聞いてねと割と言っていただけたりもしましたので・・・。

司会者

そんなに引っ張られるというイメージはないですか。

2番

そうですね。一番最初のところで、もし私が言ったら、多分みんな同じですと言っちゃうのかなとか、そういうプレッシャーはなかったのです。

司会者

裁判官が誘導している感じはしないですか。誰かがじゃなくて、裁判官が議論の中身を上手に、自分の考えている方向に誘導しているなという意識は持たれなかったですか。

2番

それはないですね。

司会者

ないですか。

2番

はい。それはないんですけど、一番最初に、どうでしたかとか聞かれたときに、逆に私のほうが、今意見を・・・。

司会者

なるほど。影響を与えちゃうかもしれないと。

2番

今求められているかなとか、ちょっと気にしちゃったりするところがありました。

司会者

どうですか。同じように、裁判長はそういうふうを感じるなということはありませんか。

1番

誘導されるようなことはなかったんですけども、そもそも何か話の流れ的に、裁判長と裁判官が、いや僕は違いますみたいな形で戦って意見をしていたりとかもしたので、周りの裁判員の方たちも、あっ、こんな感じでいいんだみたいな形で皆さん意見を言い合って、それに対して裁判官、裁判長の方も、ああ、そうだね、そうだね、こういうこともあったねみたいな形で進んでいったので。

司会者

それはそれで言いやすいですね。そういう雰囲気は。

1番

そうです。

司会者

それでは、評議の時間は十分だったのかどうかというのはどうですか。足りたか足りないか。余っちゃったとか、そういう時間が十分だったかどうかというのはど

うですか。ある程度論点が多い6番さんのケースなんかは時間足りましたか。何か駆け足だったというお話でしたよね。時間が足りない、どうですか。

6番

最終的なその判決宣告の前の日とかも、3日間ぐらい評議の時間を設けられていたんですけども、結局2日しかやらずに、1日余って。

司会者

じゃ、十分だった感じですか。

6番

そうです。

司会者

特にむしろ多過ぎたぐらい。

6番

1日余りましたので、そのときは休みになったので。

司会者

上手に評議ができたなという感じですかね。

6番

そうです。

司会者

そうすると、日をまたいで評議したんですね。

6番

そうです。

司会者

そういうの大丈夫ですか。要するに1日過ぎちゃうと忘れちゃうとか。

6番

いや……。

仁藤裁判官

まだお若い。

6番

そもそもがもう18日間とか、そういう予定だったし、最初に証言された方のは、それこそビデオ見たり。

司会者

なるほど、ちゃんとリマインドの方法を考えているんですね。

6番

そうです。それをしながらの評議だったので、特に日をまたいでどうこうということはありませんでした。

司会者

どうですか、ほかは。評議の時間が足りたかどうかというのはどうですか。どうぞ。もうどなたでも。

7番

十分だったです。

司会者

十分だったですか。特に量刑だけが争点であれば、そんなに何回も何回も、何時間もかける必要はないという感じですか。

7番

そうです。

司会者

1日ぐらいですか。

7番

慎重にいろいろとお話し合いも進んでおりましたし、特にもっと評議したかったなみたいなものもないですし。

司会者

論告弁論終わって、午後いっぱい評議して、次の日も判決までの間評議という感

じだったですか。

7番

そうです。

司会者

十分ですか。

7番

そうです。量刑決めるときに、結構あっけなく決めちゃうんだなと感じがしました。

司会者

そのときに、量刑の評議についてお尋ねしますが、まず量刑検索システムで、表をご覧になられたか。全員ご覧になりましたか。

6番

それはやっていなくて、この事件、すごくその前にもういっぱい何人も裁かれているのがあったので、その辺を見ながらという。

司会者

この事件は共犯者がたくさんいるので、しかも同種のものがたくさん出ていると。そうすると、それまで出た結果をみんなデータでお渡ししていたのですか。例えばこの人は何年だったよとかなんとかって。

6番

そうです。何かその辺を表にさせていただいて、登場人物はもう最後のほうはみんな入っています。

司会者

みんな入っていますよね。

6番

この役割でこれぐらいなんだなという、そういうのは。

司会者

そういう意味じゃあピンポイントでデータ見たというようなものですよ。システム見なくてもね。

6番

そうです。

司会者

その前に、決める前に、論告弁論のときに求刑というのを検察官しますよね。あれどんな説明がありましたか。検察官の求刑に対して。何だと思いましたか。

1番

その求刑に対する説明というのは、裁判官のほうから、きつとこれから拾ってきているんじゃないかなというような形だったんですけど、検察官自体の求刑は、争点はどうであれ、こうでみたいな形で、何か何年という形で言われたただけだったので、その殺人事件に対してはこれぐらいなのかな程度にしか。法廷内では認識がなかったです。

司会者

それが自分たちが今度実際に刑を決めるときに、どんな意味があるのだという話は誰もしないのですか。

1番

一応裁判官の方たちから、今までの事件の形で、こういう殺人事件の場合は短くてこれぐらいで、最長だと何年というような一番初めの話から始まり、こういう事件で、今までこんなことがありました、こんなことがありましたというようなお話があって、この事件に対してはここから拾ってきたとして、じゃ減刑するに値するものは何かありますかというようなお話から始まって、それで大体これぐらいの前後ですかねというようなお話だったんです。

司会者

検察官の求刑というのは何だという説明はなかったですか。

1番

なかったです。

司会者

弁護士の先生は、何か科刑意見とか言いましたか。

1番

弁護士の先生も、特にはそこら辺の話、ここからこういう年数を決めていますというふうなお話は全くなくて、皆さんそうです。

司会者

最後の弁論のときに、弁護人としてはこのぐらいが適当だと思うという話はしていない。

1番

こういう、自首があるからとか、こういうような話で、そういうことはあるんですけど、それで何年ですとか、その程度です。

司会者

いかがですか。求刑の説明というのはありましたか。検察官が何年が相当だと思うというふうに必ず言うんですけど。

2番

おっしゃったかもしれないんですけど、印象に・・・。

司会者

余り記憶に。わかりました。どうぞ。

3番

それは、一度検察官が言いましたけど。

司会者

それで、それはどういう意味があるんだということは、何か説明がありましたか。どこからか。

3番

量刑を、裁判所が決める量刑のそういうデータ、また検察のほうは検察のほうで

そういうデータを、類似のやつをつくっているということは聞いています。じゃ、検察のほうの年数と裁判所が、じゃびったり合うようなことは、偶然的な面はあるかもわからないけど、大体ちょっと裁判所がほうが低く、データの的にはなっているけど、全部がそうじゃない。裁判所が重いときもあるんだということは説明で聞いています。今さっき言われた弁護士側からは何もないです。そういうことは。

司会者

同じ事件でしたよね。

5番

はい。

司会者

今のでよろしいですか。

5番

はい。

司会者

そんな感じでしたか。

5番

はい。弁護士側のほうは、逆に減刑してくださいというようなことで言うわけだけど、裁判員の感覚とすると、逆にもっと重くしたいと。

司会者

ありがとうございます。同じようなことなんですけれども、そのときに求刑の説明もさることながら、量刑を決めるときには、我々今最近よく盛んに言っているんですけど、行為責任とか、量刑を決めるときはどこにポイントを置いて量刑を決めるんですよと。まずは大枠が決まるんですよと。そのほかに一般情状というのはあるんですよというようなことを盛んに言っているんですけど、そういう説明というのはありましたですか。行為責任であるとか、やったことに対するファンクションなんだよという、そういう量刑の一般的な考え方の説明というのはありましたです

か。

6番

今回求刑が非常に大きかったものですから、まずどういうものかという説明が結構丁寧に長く時間とって……。

司会者

量刑というものは、どういうものかという説明ですか。

6番

そうです。どういうふうに決められているかという説明はすごくちゃんとされていました。

司会者

なるほど。裁判長がやっていたんですか。

6番

そうです。

司会者

それはわかりましたか。わかりやすい説明なんですか。それとも、なるほどなどというような程度の話なのか。

6番

わかりやすかったです。

司会者

それは納得できましたか。

6番

そうです。そういうものなのだと。

司会者

では、むしろ講義された感じ。

6番

なるほどなど、そういうふうに決めているのかというふうには思いました。

司会者

異論は感じないのですか。そういうものを言われても。

6番

もともとわからないものなので。

司会者

もちろんそうですね。

6番

そうです。そういう説明していただいて、そういうものかと素直に。異論は感じなかったです。

司会者

7番の方、どうですか。そういう説明とか、講義みたいな感じはあったんですか。

7番

非常に詳しく説明いただきました。

司会者

やっぱりそうなんですか。どうですか、それ聞いてみて、なるほどなというのかな、異論を感じたりとか。

7番

やっぱり量刑って、人によって、個人的な意見って全然違うと思いますし、一般的にこういうのを扱ったことのない一般人にとっては、なぜと、どうやって決めるのかなというのがありますから、人によって10年とか1年とか全然違うと思いますし、そこをやっぱりこういうふうな決め方、前例に従って、不公平があってはいけないし、客観的に見ていかなきゃいけないんだというところはあると思いますので、一般的に検察側は重めに言ってくるのかなと。弁護側は、軽く主張するから、国選弁護人だったんですけれども。ただ人間だから、この場合、この方というのは、住むところが家賃が払えない状況とか、覚醒剤で中毒性があるとかということがあったので、しばらく中にいたほうがいいんじゃないかとかいろいろ考えながらしま

したけど。システム自体は、こういうふうにして決めるのだなということは非常に説得力があるやり方だったと思います。

司会者

量刑の決め方については、その説明といい、段取りといい、それは納得できたというふうに伺ってよろしいですか。

7番

そうです。

司会者

同じですか。どうですか。

8番

そうです。同じです。それで、裁判官の方がホワイトボードで示して見せていただいたので、この点に関しては、一番私印象で、アメリカの裁判が、こういう裁判、この罪に対して全部加算させて200年になるんだよとか、そういう説明が非常に印象に残っていたので、量刑に関しての説明は非常によかったです。

司会者

何でこんなにたくさんあるのに、刑が1個だというような話ですか。併合罪とか何とか。日本の刑の決め方の説明があったのですか。

8番

はい。同じ事例の判例ですか、そういうのも持ってきて見せていただいたので、わかりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。大体もう本当に考えていたことお尋ねしたんですけど、検察官と弁護士、お尋ねしておきたいことが何かありますか。神谷さん、どうですか。

神谷検察官

調書の朗読が長いとか、眠くなるという話もあったんですけど、ただ一方で、な

なかなか検察官の立場、あるいは弁護人もそうかもしれないんですけど、なかなか証人を全員呼んでくるというわけにもいなくて、どうしても調書を読まないといけない場合というのが出てきちゃうんですね。そういうときに、例えば時間、これぐらいの時間だったら我慢できるよとか、今回の事件で、あとこういうふうに長かったから眠くなったんだよとか、何かそういうところがもしあれば教えていただきたいなと思うんですけど。多分3番の方がそういうふうにおっしゃっていたと思うんで、3番の方に今後のための参考意見として、あれば教えていただきたいなと思いますけど。

3番

別に考えているわけじゃないんですけど、一応まず検察のほうから起訴状関係ありますよね。それは、我々がやらなきゃいけない作業の中で、その起訴状に基づいて証拠書類、証人、これが本当なのかどうか。それで、今度はいろんな罰というか、いろいろ決まっていくと思うんだけど、そういう中で、ただそういう調書というか、そういうものをいろいろ読んでも参考にはなるけど、現実我々が作業する上では、無意味と言ったら大変申しわけないんだけど、作業上そういう感じを私は受け取っているんです。やはりその中に書かれているやつを1つずつチェックして、検察とは違う、弁護とは違うもの裁判所というのはやっているから、そこをポイントを我々は間違ったらいけないというのが私の頭にあったものですから、軽く考えているわけじゃないんだけど、聞き流しているという程度です。そういう感じで、全く聞いていないわけじゃないんですよ。聞いているんだけど、そういう感じを持っています。

司会者

やっぱり人証に比べると、何となくやっぱり心に残らないというか、そんなイメージなんですか。やっぱり聞くべきところは本人の口から聞きたいなと、そんな感じなんですかね。

3番。

はい。

司会者

ただ、今検察官言われたように、全員呼ぶのなかなか大変だということがあって、どうしても争いがないところは紙でというふうにはなるのでしょうかね。

3番

やはり被告人の証言の中で、第1からずっとやると、もう時間的に随分たっているんで、その調書とそれが合致するのかが・・・。

司会者

なるほど、時間かかっちゃっている。

3番

ええ。だから、私は本人に話させるというのをやらせたほうがまだいいかなと。

神谷検察官

はい、ありがとうございます。

司会者

先生、どうですか。

市川弁護士

弁護士の市川です。当事者から、証拠調べに当たって、証人尋問でもそうですが、これは何を聞いているかとかよくわからないという話が先ほど出ましたが、ではこれは当事者として、どういうことをしておけば皆さんにわかりやすく伝えられたのかというところで何か御意見あればお聞きしたいんですが、当事者として説明できる機会というのは、基本的に冒頭陳述の機会か、それかもう全て終わった後の弁論、これは基本的にもう説明できる場面としては限られていまして、最近検察官とかが証人尋問の前に、この人からはどういうことを聞きますという説明を軽くされる場合もありますが、それ以外に何か皆さんにこれから聞く証拠調べに当たって、どういうところを重点的に聞いてほしいのかというのをわかっていたくために、どういう方向があればわかりやすくなるかなというお考えがあるのかというのをお聞き

したいと思うんですが。

司会者

質問の趣旨は御理解いただけましたですか。要するに弁護人のほうで何が狙いでこの証人を尋問しているのというのが伝わらないという話がさっき出たから、どうしたら伝わるかなということですよ。そもそも反対尋問がわかりにくいというのはありますか。聞いてみて、弁護人の先生の質問がわかりにくいということはやっぱり多いですか。

1 番

私はそんなことはなかったんですけども、ただ初めの前置きのところが余りにも長くて、回りくどく行き過ぎると、ちょっと核心に迫るまでに間延びしてしまうというか、前置きがあるのはわかるんですけど、余りにも何を言わせたいんだろう、ああ、これかなみたいな形になってしまうと、やはり印象的にも残るのが、何を言いたかったんだろうなというのと、やはりこれが結局言いたかったんだなというので、残り方が違うので。

司会者

なるほど。それは主尋問も同じですか。検察側の主尋問も。

1 番

そうです。

司会者

いずれにしる、端的にここはというところを聞けばいいのではないかと、こういうことですね。

1 番

そうです。

司会者

ほかはどうですか。どうぞ。

5 番

弁護士さん、いろいろ一生懸命やり出す作戦があったんだろうと思うんですが、私の担当した弁護士さんのほうは、非常に資料や何かもA3の紙を横使いにして、A4とあわせて使っていく。何もA3なんか使わなくてもいいのに、文字を大きくして、内容がない、非常に悪いプレゼンというか、何か困ったな、これ見ただけでだめねという感じ。それから、感情的に訴えるような、情緒的にというのは、そういうようなことの作戦だったからそういうことになっちゃったのかもしれないけど、非常に何か弁護士さんとして、もっとちゃんと本質、この争点の本質のところを弁護をしてもらいたかった。3番さんの方が、薬の問題で云々というようなことでやっていたと思うんだけど、そのことならそのことをもっと重点的にたくさん出せばいいし、ただ紙を出せばいいんだというような、そういうものは非常によくなかったなという感じがしました。

司会者

もう裁判員にはこけおどしは通用しないよと、本質だよと、そういう話ですか。

5番

そういう意味では。はい。

司会者

もういろんなそういう手を変え品を変えて、作戦練ったってだめだと。本質で来いと、こういう御指摘ですか。

5番

実は、先日テレビでやったニュースで、裁判員裁判の問題だというんで、ちょっとそれ見ていて、公判前手続というのが7.2か月ぐらいかかってやっているんだと。そうしたら、もうそんなところでやってきたものを、こんなこけおどしのような、変なA3の紙に書いてきてどうのこうのだなんていうのは、なおさら今日出てきたら言ってやろうというふうな、そういう感じはなおさら強く感じました。

司会者

どうもありがとうございます。

6番

わかりづらいといったら、私もですけど、私の事件の弁護士さんは、すごい証人さんをたくさん連れてきたんです。なんですけれども、同じことを言う人が何人も何人もいて、同じ質問、同じ回答という人が何人も何人もいたんで、ちょっとそこは1人で、それこそ調書の読み上げとかでも十分なんじゃないかなというのもありましたし。よく証人さんと弁護士さんって、ある程度打ち合わせとかされるんですか。

市川弁護士

されるのが基本的なところだと思いますが。

6番

何か質問したことに対して、何みたいなの。証人さんが何と言って、結局検察側に有利な証言がぼろっと出ちゃったりということが結構何回もあつたりとかして、打ち合わせ不足というような感じなんで、何を言わせたいのかという。証人側もちょっとはてなな部分がすごく多くて、ちょっとちぐはぐだったなというふうに。

司会者

わかりました。ありがとうございます。反対尋問の当事者とはなかなか打ち合わせはできないということがあるね。あと重複の点は確かに、自分のほうで連れてきた証人が同じことを何回も、いろんな証人が同じことを言っているとすれば重複だから、それは非常に無駄だなというのは御指摘のとおりだと思います。それはそのとおりだと思います。ありがとうございます。さて、ありますか。

仁藤裁判官

量刑グラフ、山のグラフをごらんになったということなんですけども、さらにそのグラフのほかに、細かいグラフに上がっている事件がどういう事件かという、その細かい内容みたいなのは皆さんはごらんになっているんですか。それとも山のグラフだけですか。どうぞ、どなたか。8番さん。

8番

その辺はなかったです。そこがちょっとやっぱり気になるところでした。というのは、例えば覚醒剤を使いました、傷害致死、致傷等々いろいろありましたけど、この事例と、じゃこの事例は、人間ですから、人も違う、環境も違うし、こういう細かいところも照らし合わせられているという感じはなかったですね。それで、どちらかという、この裁判ってよくあるパターンなのかなという印象を受けて、型にはめられた感じという感じがしました、そこでは。わかりやすかったですけど、そういう疑問は私はあったんです。

司会者

ぜひほかにこの際述べておきたいということがおありでしたら。どうぞ。

3番

我々が量刑を決めるときに、この条項に触れたら何年から何年と、この中で選ぶ。恐喝は何年とありますよね。

司会者

ありますよね。法定刑。

3番

これを広げるという、下はあまり望んでいないけど、もうちょっとやらないと、これいつの法律で、何年ごろで刑が決まったのか知らないけど、今の世の中で、もうちょっと上を上げるべきじゃないのかなという感じがあるんだけど、そういうのはどういうところで決めるんでしょうか。決まるんでしょうか。

司会者

法律の定めがそもそも足りないんじゃないかということですか。

3番

ええ。これをやってから、私六法全書は持っていて、飾りじゃないんだけど持っていて、裁判員をやってから刑事関係のところをテレビなんか見ているいろいろやっていて、そうしたら刑なんかは書いてあるんだけど、これだけ毎年法律が随分少しずつ変わって行って、小さいところからいうと100以上毎年変わっていつているん

だけど、こういうやつはどうなっているんだろうかというのがちょっと疑問に思ったもんですから。

司会者

刑法は明治40年の法律なので、もうそれ以降、若干改正は部分的にありますよね。減ったり、下がったりという、それからそういう改正はありますけど、どんとドラスチックに全面改正というのはまだできないですよ。今静かには検討はされているんだと思いますけど、そんな段階だと思います。ただ、ちょっとだけ申し上げておくと、法定刑自体は動かないけど、例えば重くなっている刑というのはあるんです。つまり法定刑は動いていないけど、これまで強姦だとかなんとかというやつはこのぐらいだったねという、裁判官だけやっているときはこのぐらいだねという、いわば相場みたいなのがあったのが、裁判員裁判できてから、ぐっと重たい方向にシフトしていると、これは言われているところなんですよ。どんと動くわけじゃないんだけど、じっくりじっくり裁判員裁判を続けているうちに、やっぱり普通の人が見ている感覚だと、これは軽過ぎるよねというのがどうもあるらしくて、それ積み重ねていったら、どうも相場が右のほうへ動いていると。重たい方向に動いていると、こういうことはどうも言われているらしいです。だから、皆さんが参加していただいて、いろんな意見を述べていただいているのは、確実に反映されているんです。交通事故なんかも重たくはなっているんです。だんだん裁判官の裁判でやっているときよりも、相場としては全体に右肩上がりになっていて、重たい方向にシフトしていく。あとは、だから法定刑自体を動かすというのはもう政治の世界なので、それがいっぱいになってくれば、もう今度は法定刑を動かさなきゃだめだなということになると。今のところは、その量刑の幅の中でだんだん処理できていると、こういうことなんじゃないんでしょうか。特に性犯罪については、もう大きく変わったというふうには聞いていますけれども、そんなような状況です。

5番

裁判員裁判制度というのは、何か全国2パーセントぐらいしかやっていないと。

今までは。今後は、例えば5パーセントにするとか10パーセント、そういうような方針というのはあるんですか。

司会者

裁判員裁判の対象事件をふやす改正の予定があるかと、こういうことですか。

5番

それと、実際にその裁判員裁判をもしそういうふうに10パーセントまでやろうとしたら、予算だとか、人員だとか、そういうことが本当にできるのかと。

司会者

今のところそういうふうに裁判員裁判の枠を広げるという話はなっていないです。そういう話はちょっと聞いていないです。今新時代の刑事司法についてという、法制審議会でそういうのでやっていますけれども、その中にはそういう話は出てこないです。だから、どこかで議論はしているんだと思いますけど、当面今考えられているのは、あそこの、今法制審議会でやっている大枠としては幾つかポイントがあります。ちょっと新聞報道、今急に言われても出てこないんだけど、例えば今おっしゃった可視化の問題とか、それから身柄をどうやってとってくるのかとかかなんとかという、そういう点についてかなり今改正案が出ていて、あと司法取引なんか、議論をしていて、裁判員裁判の対象事件を広げるという話は多分入っていなかったと思うんです。

5番

例えば裁判所が、あるいは法曹三界がみんなやれとって、足並みそろうのですか。やる気あるのですか。

司会者

今そういう議論を多分していないとすると、そういうふうには考えていない人がほとんどなんじゃないですか。

5番

そうすると、こういうような建設的な意見がどこに反映されていくのか。

司会者

この議論はちゃんと記録に残して、関係者みんな見ます。

5番

それは見るけど、でも実際にやる気がないものやっていたってしょうがないね  
というような。

司会者

そんなことありません。参考にさせていただくと思います。

8番

その2パーセントを10パーセントって話をされたんですけど、お尋ねしたいん  
ですけど、そのふやす事例とか事件というのは、例えばどんなものをおっしゃって  
いるんですか。

5番

例えば殺人罪だとか重い刑だとかということで一応言われているんだけど、だけ  
ど実際問題としたら、2パーセント以上にもっとたくさん、重いというのはどこま  
でが重いかわからんけど、たくさんあると思うんです。それは、万引きまで裁判  
員裁判やってもしょうがない。それはわかるのだけれども。でも、裁判員裁判をこ  
れからやろうとした場合に、例えば法曹3者が自己満足で、我々はやっているんだ  
よということだけで、また予算もつかないんだからできないんだよなんていうない  
ものねだりのことを言い出すような、本当に実際にやる気があるのかいなというこ  
とを、例えば我々ほかの人たちに宣伝するにしても、ぜひやれよというふうに言っ  
ていただければうれしいなと思いつつ、余計な意見かもしれないですけど。

8番

私今日ここに来る前に、おっしゃった意見と同じことを思っていたんです。具体  
的にどんなふうですかとお尋ねした、具体的な例があったんですけど、私自身と  
してふやすものは、具体的に子供のことににかかわる犯罪に関して、そういう裁判員  
制度を導入してほしいなというふうに思います。

司会者

なるほど。いろんな御意見が。

8番

子供にかかわることで、ぜひ。

司会者

もう少し声を反映させたいと。

8番

それは、立法のほうの問題もありますが。

司会者

そういう御意見をどんどん発表されたらいいんじゃないかと思えますけど。せっかくのそういうお考えがあるのであれば。実際ここでのそういう議論、お考え表明されれば、少なくともこれだけの人数は聞いているわけだし、いろんなところでそういう発信されるのはいいことだと思います。確かに立法論であるので、今すぐどうこうということは言えないですけど、そういう積極的な御意見というのは、きっと周りを動かすことになると思うんです。どうもありがとうございます。いろいろと最後までいい意見をたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。